

令和6年度の主な税制改正について

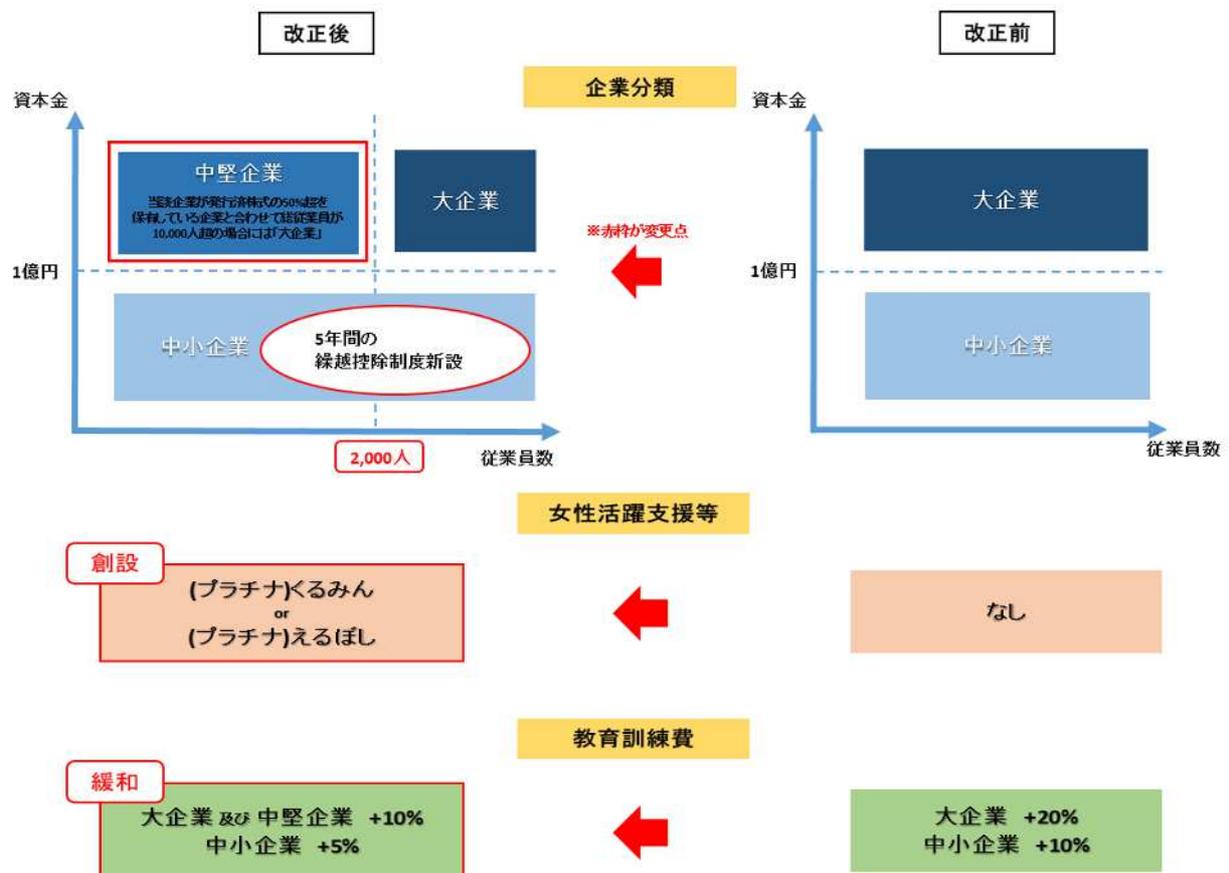
令和6年度の税制改正は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を軽減し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化を行う等の経済を活性化させるための制度の改正・見直しが主な内容となっています。そこで今回は、法人課税における主な改正内容について、「賃上げ促進税制」「交際費等の損金不算入制度」「中小企業倒産防止共済事業に係る措置」についてご紹介いたします。



賃上げ促進税制

⑤ 賃上げ促進税制の拡大及び延長

- ・企業分類について、従前の「大企業」が「大企業」と「中堅企業」に区分されます。
- ・「中小企業」に対しては、繰越控除制度(5年間)が創設されます。
- ・人的投資に対する要件が見直されます。
女性活躍支援・子育て支援をした企業の上乗せが創設されます。
教育訓練費増加の要件は緩和されましたが、少額の増加では適用できなくなります。



※令和6年4月1日以後開始する事業年度より適用。

⑤ 適用要件の見直し

・控除額が段階的に見直されました。

○「大企業」「中堅企業」は、**最大控除率 35%**

○「中小企業」は、**最大控除率 45%** に引き上げられます。

改正後【措置期間：3年間】							改正前【措置期間：2年間】					
大企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみん or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
	+4%	15%						+4%	25%			
	+5%	20%						-	-			
+7%	25%	-						-				
中堅企業	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%	+3%	10%	-	-	-
中小企業	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみん or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**

※引用： 「経済産業省」経済産業関係 令和6年度税制改正について

⑥ その他の留意点

- ・税額控除の限度額は変更がなく、法人税額の20%が限度となります。
- ・中小企業の控除額の繰越しについては、5年間の繰越し控除の適用年度において、給与等支給額が、前事業年度の損金に算入される給与等支給額を超えている必要があります。
- ・教育訓練費増額の上乗せの適用については、教育訓練費の額が当期の給与総額の0.05%以上という要件が追加されました。
- ・給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準からの控除制度についても、適用期間が3年間延長されていますが、雇用安定控除額との調整には注意が必要です。
- ・中小企業者等については、法人住民税の計算にも適用があります。
- ・(プラチナ)くるみんと(プラチナ)えるぼしについては、厚生労働省の認定となります。

交際費等の損金不算入制度

⑥ 適用要件の変更

- ・適用期限が3年間延長されます。
- ・交際費等の範囲から除外される飲食費等の金額が、1人あたり10,000円以下になります。

改正概要

※赤字が改正箇所
【適用期限：令和8年度末】



※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり5,000円超の飲食費含む）。
1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費等の範囲から除外されているが、これを1万円に引上げ。

※引用： 「経済産業省」経済産業関係 令和6年度税制改正について

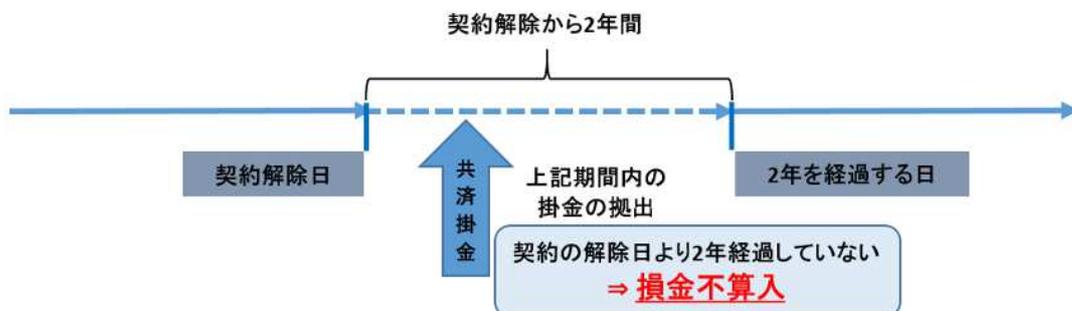
※損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準の改正は、
令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用されます。

中小企業倒産防止共済事業に係る措置の適用制限

⑥ 損金不算入となる場合

- ・中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための掛金について、
共済契約の解除をした後に同共済契約の再契約をした場合には、
解除の日から2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約の掛金は、
損金の額に算入されないこととなります。

【イメージ】



※令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用となります。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。